

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第37号)

令和2年9月3日

徳情個審答申第 37 号

令和 2 年 9 月 3 日

徳島市交通局長 角元 和彦 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 2 条第 1 項第 2 号の
規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 8 月 28 日付徳交発第 89 号により徳島市交通局長から諮問のありました
電子計算機の結合に関する基準（案）の件について、次のとおり答申します。

結論

電子計算機の結合に関する基準の案自体については特段の問題は認められな
い。

ただし、案に基づき作成される個人情報保護評価書の記載事項、特に個人情
報ファイル取扱事務の概要や個人情報保護措置等については、具体的な対策を
明確に記載することを求める。

以 上

《参考1》

審査会委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年8月28日	実施機関から諮問書を受理した。
令和2年9月3日 (2年度第4回審査会)	電子計算機の結合に関する基準案について内容の審議及び答申案の検討を行い、答申を決定した。